

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

——「産学協同」理念の展開——

経済同友会は昭和四十四年七月十八日、「高次福祉社会のための高等教育制度」と題する「提言」を発表した。当時は「学園紛争」がたけなわの時期で、大学のあり方が各方面でさかんに論議されていたが、同友会は「経営者」の立場から、高等教育制度のあるべき姿を検討し、その成案を世に問うたのであった。

同友会の教育問題に対する関心は、この時唐突に高まつたのではなかつた。「考える経済団体」、「考えて、実行する経済団体」であることを標榜してきた経済同友会は、その結成の当初から、「経済」そのものというよりも、「経済社会」全体を視野におさめて行動してきた。「経済」と同時に、それを包含する「社会」全般を、あるいは「経済」を動かすもの、支えるものとしての「人間」を重視してきた。また「経済の効率性」とともに

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

「人間の主体性」を尊重することを忘れない。このような同友会が、日本の経済社会の発展を考えるに当たって、時に応じ「教育」への関心を前面に押し出すことがあるのは、当然のことである。そのことは、同友会の長い歩みを少し振り返ってみればわかる。

同友会の「教育」への関心は、「経営者」がつねにそうであるように、現実的な動機と必要性に根ざし、また時代の新しい意向に応じて、高度化されたのである。具体的には、それはまず「企業」内における「経営者教育」の問題として痛感され、次に高度成長下の「技術革新」に当面しては、「産学協同」への要請となつて現れた。これに併行して、経済社会の現実の必要性に対応する「経済教育」・「語学教育」への熱意と実践が見られたのである。

そして、「学園紛争」を契機に「大学」のあり方が重要問題となるに及んで、前記「高等教育制度」についての「提言」となったのである。この場合においては、同友会は「産学協同」といった「経済社会」的動機を乗り越えて、「新しい社会における道徳的価値の確立」という広い立場を踏ましたのである。「提言」が、「高次福祉社会のための……」と銘打ったことが、その関係を証しているといえる。

一 「産学協同」の推進へ

昭和三十一年十一月二十一日に発表された『経営者の社会的責任の自覚と実践』における「企業経営の近代化」の項で、同友会は、初めて「教育」への関心を示した。即ち、そこでは「後継経営者の養成」が強調され、

「企業近代化の要件として、経営者は優れた後継経営者を養成するための教育と訓練を怠ってはならない」と謳われた。

次に三十三年四月十一日に発表された『経営者啓発についての所見』では、この問題が一層切実に意識された。即ち、「経営者教育の必然性を正しく認識し、速やかに自己啓発と経営者教育の態勢を整えることが、今日の経営者に課せられた時代的責務と確信する」との観点から、「経営者教育の方法は、実務を通しての企業内における常時教育と、外部における特別機関の設置、並びに学校教育の改善による企業と学校の接近および協力を促す」との方向を示した。

即ち、「企業」の直接的な必要性から発して学校教育の改善が痛感され、しかも、その「改善」の方向として「企業と学校」の「接近および協力」が謳われたもので、「产学協同」が、ここに志向されたのである。

この方向は、さらに持続的に追求され、「経営方策審議会」が委員長・木川田一隆幹事を中心に「产学協同」の具体化を検討した。その成果は三十四年十二月の幹事会で「产学協同促進の具体化方針」として報告され、了承を得たのである。

そこでは「产学協同」の必要性が、このように述べられている。

「企業の次代経営層および科学技術者を質量の両面にわたり充足することは、経済発展に伴う大きな課題であり、これを解決するためには、産業と大学の協同関係を積極的に推進することが、急務となっている。

しかして、この問題は、もはや議論の段階を越え、いかに具体化するかにあるが、実際問題として、それに

— 1 「产学協同」の推進へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

は多くの障害があることを認めざるを得ない」

そして、この方針を実地に進めていくために、次の方策が示されたのであった。

一、産学協同の諸障害を排除し、かつ、それを促進するために、「産学協同センター」の速やかな設立を提唱する。

一、科学技術者教育については、産業界は特定の大学の理解と協力を得て、産学協同のモデルを創出し、次の構想の下に具体化を図る。

(一) 産業界は大学に対し、卒業生の積極的採用、財政的協力をなすとともに、教育実施のための講師の派遣、設備の利用等について協同する。

(二) 企業および大学の双方は、委託学生を制度化する。

(三) 大学は産学協同の具体的進展を図るために、必要な期間、産・学の代表者による委員会を設け、情報の交換、改善の方法等について協議する。

一、次代経営者の養成については、大学の専門学部との協力を促すとともに、日本生産性本部の計画する経営者大学の早期実現を促す。

経済同友会は昭和三十五年度の「事業計画の基本」で、「教育面の改善」として「産学協同」をとりあげ、また「継続事業」の一つとして「産学協同センターの設立」を掲げ、前記の「方針」を改めて確認した。また、初めての試みとして、「調査研究機関」の一環として「教育問題委員会」を新設し、初代の委員長に安藤清太郎幹

事を掘えた。同友会の「教育問題」に対する関心と志向は、ここに定着したわけである。

(一) 「都市計画学部の創設」を申入れ

経済同友会は、地域経済開発問題の一環としての「東京再開発」問題の研究などを通して、都市計画専門家の不足が問題解決上のネックになっていることを発見し、その量・質両面における充足の必要を痛感していた。

たまたま東京大学に「都市工学科」を開設する計画が、丹下健三東大工学部助教授を中心に練られていた。同友会では早速、「東京都市問題委員会」（委員長・二宮善基幹事）と「教育問題委員会」（委員長・五島昇幹事）の合同会議を開き、丹下助教授を招いて説明を求めた。昭和三十六年六月のことであった。

その後、兩委員会で検討した結果、丹下案は技術偏重の感はあるが、趣旨において同調できるので、計画の実現に向かって当局に働きかけることで、意見の一致をみた。そして六月十六日、『都市計画学部の創設について』の案文を作成、幹事会の承認を得たうえ、六月二十一日、木川田一隆代表幹事および二宮・五島両委員長、山下常任幹事が荒木万寿夫文相と会見、申入書を手交し、あわせて「産学協同」の必要性を強調した。

申入れの要点は次の通りであった。

一、東京都は、いまや都民生活環境が極度に悪化し、経済活動も能率低下を来たしている。事態がここに至った原因の一つは、都市計画の不備・欠陥、さらには都市計画従事者の量・質両面にわたる不足にある。その速かな充足が望まれる。

一、今後のわが国の発展に必要な地域・工業立地の開発、地方都市の再配置等、産業基盤や生活環境の整備充

一 「産学協同」の推進へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

実のためには、科学的都市計画の樹立が不可欠の要件である。ここでも、人材養成の必要性が痛感される。

一、欧米では、逸早く、このことが認識され、ほとんどの大学に専門の学科が設置されて、その出身者が不況地域の開発や都市再開発に、決定的な役割を果たしてきた。

これに反して、わが国では都市計画についての一般の関心が乏しく、人材養成に必要な研究・教育機関も整備されていないのは、遺憾である。

一、われわれは早急に各大学が、技術偏重に流れない総合的な「都市計画学部」を設けることが必要だと考える。幸い東京大学は、すでに都市工学科の設立を計画中である。内容自体には問題があると思うが、われわれはこれを、都市計画に関する学問の道が拓かれる第一歩と、高く評価する。予算措置その他制度上の障害を排して、その実現がもたらされることを期待する。

荒木文相は、この申入れの趣旨に賛意を表したので、同友会はさらに大蔵当局にも、実現への配慮を要請した。同友会のこの活動は、ある意味において、「産学協同」推進の線上にあることは、いうまでもない。

(二) 高校教員のアメリカ派遣

—「経済教育」刷新への布石—

経済同友会は早くから、経済社会の発展を図るために、国民一般の経済に対する知識と理解力の向上が重要である、という見地から、高校における「経済教育」の刷新・充実の要を痛感していた。また同友会は、協力団体であるCEDとの情報交換によって、米国において毎年夏期休暇の期間を利用し、高校社会科教員を対象にし

た「経済教育講習会」が全米的に開かれ、大きな成果をおさめていることを、知っていた。

昭和三十七年夏、同友会は、米国におけるこの講習会の実情をつかむため、事務局員一名をサンフランシスコに派遣し、試験的に講習会に参加させた。

その結果、次のことがわかった。

一、この「経済教育講習会」は、一九四九年（昭和二十四年）から、JCEE（経済教育全国協議会）が主体となつて、毎年夏期に開かれている。

一、JCEEは、フォード財団やCEDの財政的援助によつて設立され、全米四十四カ所にある州の名を冠したCEE（経済教育協議会）を統括している。

一、JCEEは講習会の開催のほか、教材の研究・編集を行ない、主として社会科教育・経済教育を担当する教師の質的向上を図ることを事業とする非営利団体である。

一、夏期講習会は、州単位のJCEEが地方の大学と密接な連携を保ちながら開催されるもので、初回以来すでに一万七千人におよぶ全国の高校社会科教員に、経済学の再教育を施してきた。

経済同友会にとって、米国における「経済教育講習会」の実体と成果は、おおむね同調するに値するものであったのである。

同友会は、昭和三十八年度から三年間、米国の「経済教育講習会」に、日本の選ばれた高校教員を派遣することを決めた。

— 「産学協同」の推進へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

その経過は機関誌『経済同友』（昭和三十八年六月号）に、このように記されている。

「米国では経済学を高校の教育課程で履習させるべきだという動きが一般化しており、そのためには高校教員を対象とする経済学講習会が一九四九年以來組織的に、毎年夏季休暇を利用して各地の大学で行なわれている。本会ではかねて、この動きに着目し、その内容や方法の検討を続けてきたが、わが国においても経済問題が国民生活に占める比重が次第に高まっている折柄、高校社会科教員の経済問題に対する認識と理解を深め、かつまた産学協同を推進するために、高校教員をこれら講習会に派遣する計画を立案し、これを本会の教育問題委員会で検討した。その後、東海林武雄教育問題委員長から幹事会に報告があり、計画に対する承認を得たので本年度から実施することとなつた。計画は本年から三年間にわたり、高校社会科教員および大学の教育学部関係者を全国から公募し、本会代表者と教育界代表者よりなる選考委員会によって選考を行ない、三年間に十四、五名を、旅費・滞在費本会支給によって派遣しようというものである」

まず昭和三十八年度は、同友会と教育界関係者と協議のうえ、矢島鈞次・東京学芸大学助教授、中西信男・東洋商業高等学校校長の二名を、イリノイ大学における講習会に参加させることになった。

昭和三十九年度の派遣に当たっては、選考委員が次のように委嘱された。

石田壮吉・都立第三商業高校校長、井深大・ソニー取締役社長、岩下富蔵・都立日比谷高校校長、木村健康・東京大学教授、今野善胤・都立上野高校校長、高坂正顕・東京学芸大学学長、田坂輝敬・富士製鉄取締役副社長、山田雄三・一橋大学教授

(なお昭和四十年度派遣計画に際して、館竜一郎東京大学教授、安鷗弥文部省初等中等教育局審議官の二選考委員が加えられた)

派遣予定人員六名に対し五十八名が応募したが、選考の結果、ネブラスカ大学、オハイオ大学およびイリノイ大学へ、各二名づつを派遣し、講習会に参加させることとした。

派遣された教員は、どのような印象を受けて来たか。ネブラスカ大学での講習会の参加者の一人は、帰国後の九月十八日、同友会定期幹事会で、次の報告を行なった。

一、講義題目は、「経済制度の機能」「経済制度の型」「資源配分」「市場メカニズムと価格」「市場の型」「アメリカの企業経営と資本調達」「個人投資と株式市場」「巨大企業と管理価格」「経済成長の比較」「雇用法の過去と現在」というようなもので、アメリカ資本主義の現状分析から、国際経済における地位と役割に至るまでの全般的な問題を取りあげている。

一、講義課目から理解されるように、現在アメリカが直面している内外の経済問題を、経済学の理論と分析用具によつて解明、科学的・分析的な観察力、思考力、総合的な判断力、洞察力の基礎づけを行なうことが、直接の目的である。経済制度の機能や型、経済成長率の諸問題について、米ソの比較が重視されていたことは、現在のアメリカの問題意識を示すものであろう。

一、これらの講義の中で各講師が繰返し強調したことは、経済教育のビッグ・アイデア、つまりアメリカの信条・信念ともいべき民主主義の理念を基調とし、その物的基盤としての資本主義の創意と自由と合理主義との統合を図ろうとするビジョンであり、いわば使命觀である。それは理想主義を目指すと同時に、現

一 「産学協同」の推進へ

実的・戦略的な意味を内包している。

一、日常卑近な経済問題の科学的な分析と解明を通じて、民主主義の理念の価値内容を理解し、自覚的に実践できるような能力を持つ人間像を育成することが、経済教育の窮屈の目的であり、その必要性と重要性についての自覚を刺戟し、助言や援助を提供することが、この講習の役割である。

二、講義の程度は決して高いものではないが、それは専門外の歴史・地理・倫理・家政という教科担当の高校教員を受講生として再教育を行ない、高校の教室での実践力の強化を期待するものである以上、当然の態度といえる。実例を引用する平易でユーモラスな説明、きめ細かなカリキュラム指導、行届いた質疑応答、配給される豊富な資料が印象的であった。

派遣教員たちは、貴重な刺戟を受け体験を得て来たのである。同友会は、この企てを翌年度も引き続き実施した。

(三) 「工業化に伴う経済教育」に提案

経済同友会は、前記のような高校教員の派米計画を進める過程において、自らも、アメリカにおける実態を参考にしつつ、日本の「経済教育」の刷新・向上を考えていた。その具体的な成果が、昭和三十八年十一月十五日に発表された『工業化に伴う経済教育についての提案』である。

その狙いは、こうである。

「日本の工業化を推進し、新しい産業社会の形成を目指すわれわれ経営者は、教育の問題に対し、従来以上に

深い関心を払わざるを得ない。われわれは高校における経済教育を重視することもに、現状にあきたらず、その根本的刷新を望むものである。」

現状にあきらまない理由は、次の諸点にあつた。

一、高校における経済教育は、工業国国民に対する基礎教育として大きな意義を持つものであり、次代国民に経済についての知識と分析力を授けることを目的とすべきであるにも拘らず、教育の実態は時代の要請に合致していない。

一、技術教育が積極的に進められているのは歓迎すべきことであるが、それを支えるものとしての経済教育があわせて強化されないと、均衡のとれた教育効果を期待しがたい。

一、新しい産業社会は、国民の高い教養・知識を要求する。それを可能にするには、大学で経済学を学ぶのでは遅きに失し、むしろ高校における経済教育普及の如何にかかっている。他方、経済政策の源泉となる経済学の発達を図るためにも、高校における経済教育の地位を軽んじてはならない。

このような現状を改善するために、同友会の「経営者」は、次の諸方策を提案したのであつた。

一、高校社会科における経済教育の発達を図るため、政府・学界・経済界は協力して、経済の理論をわかりやすく教育する方法を発見する必要がある。

一、現行の高校用経済の教科書には、いろいろと問題点がある。経済教育をさかんにするには、教科書を徹底的に再検討することから始めなければならない。

一、それを具体化するために、「高校経済教科書センター」のような機関をつくり、次のような任務を持たせ
一 「産学協同」の推進へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

ることが必要である。

- ▽教科書の作成・評価・推奨・収集 ▽経済教育のあり方と、その実施方法の調査研究 ▽指導要領作成のための基礎的研究 ▽全国水準を高めるための巡回教科書センターの計画と実施 ▽カリキュラムの調査・研究 ▽セミナーの計画と実施 ▽先進工業国との間の専門的教育者の交流

なお経済同友会は、この「提案」において、「高校経済教科書センター」の性格・組織および財源については、政府・教育界・経済界の三者間で協議することとし、また同友会が実施している高校教員の海外派遣事業は、「センター」が設立されるとともに、新機関に委譲する旨を明らかにした。

昭和三十九年度において、同友会の「教育問題委員会」（委員長・東海林武雄幹事）は、「提案」の趣旨に基づいて、日本の教育制度の調査および高校経済教科書の研究に着手したのである。

二 時代即応の「教育刷新」へ

——教育界との提携みのる——

経済同友会の「产学研同」達成への歩みは、着実に進められた。それは毎年、適切な機会を捉えては、はつきりと意欲的に、行動目標として掲げられ、現実の日程に組込まれたのである。
具体的に見ると——昭和三十九年度事業計画の方針には、「教育の発展を促すため、教育界との協力に努め

る」と打ち出され、続く四十年度の事業方針では、「工業化の進展に伴つてますます重要となる教育について、その内容の充実改善を促すため、教育界との積極的協力を……」と謳い、さらに四十一年度のそれには、「新しい産業社会に適応した教育のあり方の調査研究」が志向された。そして四十二年の「年頭見解」では、「時代即応の教育行政の確立・学校制度の改革・新しい学習法・教授法の開発など、教育の一大刷新を図るべきである」と宣明され、さらに同年四月の通常総会で採択された「事業計画」では、「高度産業社会形成のための条件整備として、経済・社会の変化に適応した教育のあり方の調査研究を行なう」と、「年頭見解」の姿勢を確認した。

このような事業計画や見解表明に現れた同友会の「教育問題」に対する構え方を通観して感じることは、高校教員のアメリカ派遣以来、同友会が「产学協同」「教育刷新」の方向を一応自信をもって見きわめ、その実現に向かって、「教育界」との提携を深めつつ、取り組んでいこうという意欲が、定着したということである。しかも、その方向は、まず手近な分野における「产学協同」としての「高校経済教育」の刷新から手をつけ、さらには、その後の展望としては、より深い「経済社会」的動機からの、教育行政・学校制度を含む「教育の一大刷新」をも、実感をもつて志向していたのである。

(+) 教育界との共同討議

「経済教育」の振興を継続的な運動として定着せしめることを意図した同友会は、その線に沿う有力な参考意見を求めるため、米国J.C.E.E.会長のフランケル博士の来日を求めてることを決めた。彼は米国における「経済教育」の権威者であり、同友会による高校教員派米についての良き理解者であり、協力者でもあった。彼は昭和四

十一年夏、リスボンで開かれた西欧諸国の経済教育会議に出席したのち、八月四日に来日、約一週間東京に滞在した。

フランケル博士は同友会の求めに応じて、木川田一隆代表幹事・中島正樹教育問題委員長と意見を交換したほか、福田繁文部次官・小尾馬雄東京都教育長・木村健康東大教授・高坂正頤東京学芸大学学長とも会談した。また彼は都内の中学・高校の校長および過去三カ年の派米教員などとも懇談するなど、精力的な日程に従事し、「経済教育」に対する自分の見解を示すとともに、日本の実情を聞いた。

フランケル博士は、これらの会談を通じて、日本における「経済教育」の推進に役立つ二つの提案を話題に供した。それは、日本において痛感されている「適切な教材」と「有能な教師」の不足に対応する、効果的な助言であつた。

彼は第一に、「日本にもJ.C.E.E.のような機関を設立すること」を勧告し、その理由について、こう述べた。

「私の経験に即していえば、経済教育を進展させるためには、高校と大学と地域社会（産業界・労働組合その他）の密接な協力がぜひ必要である。そして、各界の協力を一本にまとめる機関が出来て、その機関が政府・企業・研究所・労働組合その他から出版されている刊行物の中から、補助教材あるいは教師用の参考資料として適切なものを選定して、全国の学校に配布するようになれば、経済教育に大いに貢献するであろう。」

教材の選定に際して、(1)非政治的なものであること、(2)非党派的なものであること、(3)客観的なものであること、(4)経済を科学として扱っていること、(5)生徒にふさわしい叙述のものであること——この五つの原則を守るならば、どのような機関・団体の資料であっても、先生は信頼して、その資料を使用するであろう。」

フランケル博士は第二に、「有能な教師」をつくる方法として、「教員再訓練のための経済教育セミナー」を、来年の夏にでも開くこと」を力説した。その理由はこうである。

「経済同友会は過去三年間、日本の教師をアメリカの経済教育セミナーに派遣したが、その中に一人の東京芸術大学の助教授が含まれていた。高坂学芸大学長の話によれば、これが大きな刺激となって、来年度から同大学に、経済教育のための教師を養成する講座が新設されるそうである。同友会の努力が、このように着実な成果を生んでいることは、まことにすばらしい。この努力をさらに一步進めて、来年全国から経済担当の教師を五十名位集めて、一ヶ月位の再教育セミナーを開催したらどうであろうか。大学・高校・産業界など、出来るだけ広く各界の代表者からなるプログラム委員会をつくって、セミナーの内容を決定する。参加者には旅費・滞在費・資料費について一切の負担をかけず、研修に専念してもらおう。初年度の参加者は少くとも、これらの教師が各地方の指導者となって活躍すれば、経済教育の水準は著しく向上するであろう」

J C E E 会長のフランケル博士から有力な示唆を得た同友会は、「経済教育」の進展を実地に即して考えるため、同年九月二十八日、同友クラブで、「教育問題委員会」を開いた。中島委員長以下メンバーのほか、とくにゲストとして、石章二郎都立青山高等学校長、石田壮吉N H K 学園高等学校副校長、中西信男東洋商業高等学校長、生江義男桐朋学園校長ら四人の校長を招き、工業社会における経済教育、とくに高校レベルにおける改善方策について討議した。同友会が「教育問題」に関して、「教育界」の実地担当者と親しく意見を交換したのは、これが初めての機会であった。この席上、国際人養成のための「英語教育」についても、同友会と校長側の双方

の発議で、討議が行なわれた。

まず「経済教育」については、「むずかし過ぎる教科書」が問題になつた。その実態としては、教科書そのものの難解さのほかに、適格な教員の不足や時間数の不足も、大いにそれに関連していることが確認され、また、文部省の学習指導要領に示されている内容も、再考の必要がある点が指摘された。

次に「自ら考える力を養う教育」についても論議された。この点に関する校長側の見解は、こうであつた。
「わが国の教育は、明治以来一貫して“生徒不在”的教育であつた。教える側から教えられる側への一方的な流れしかない教育であつた。難解すぎる教科書が問題になるのも、こうした教育のあり方が根底となってい
る。生徒の持つ素朴な課題を、もっと大切にする教育でなければならない。そのためには、教師自身も、生徒の持つ課題に対応した自らの課題を、常に持つていなければならぬと思う。」

高校の教師は、自分の担当する科目の専門化を尊重しすぎるようだ。高校の教師は大学教授の姿を指向するよりは、むしろ小学校の教師のように、関連科目については的確な基礎知識を持つようすべきだ」出席者の一人は、アメリカにおける「経済教育セミナー」の体験を回想して、このように評した。「印象深かつたのは、教員に専門的知識を与えるのではなく、教師の養成という点に徹していくことであつた。ということは、教材の選定でも、説明の方法でも、児童や生徒の日常経験と理解力・判断力を大切にしており、教えたことは確実に生徒の身につけさせ、それを基礎にした自主的な問題解決の能力を養うことを、重視していると
いうことである。セミナーの講師陣である大学教授たちが、経済教育の趣旨をよく理解している点にも、感銘を受けた」

こうして、この共同討議の場でも、フランケル博士が指摘したように、「教員再教育セミナー」が必要であるということが、合意されたのであった。

「セミナー」を開設するに当たって留意すべき点については、次の諸事項が確認された。

一、自分自身の課題を持ち、それを解決しようと努力している教員を対象にする。

一、セミナーの目的は、「経済」を教えるのではなく、その考え方を研究するものである。

一、講義だけでなく、討論の時間を十分に持ったセミナーとする。

一、合宿制とする。これはセミナーを一方交通から対面交通にする必要条件でもある。

なお別に、「英語を話せる教師」の必要が確認され、そのためにもセミナーの開催を考えるべきだ、という意見が強かった。

同友会の「対話活動」は、「教育界」との間においても、大きな成果をおさめることができたのである。

(1) 「経済教育」改善体制の実現

「経済教育」刷新のための同友会と教育界との協力は実り、昭和四十二年二月十七日の幹事会で、中島教育問題委員長は、「経済教育協議会」（仮称）の設置を提案した。これはアメリカのJ C E E の日本版ともいいくべき新機構であった。中島委員長は提案理由を、このように述べた。

「経済教育を職業教育としてではなく、現代市民に対する基礎教育として考えたい。自由主義経済体制の存続・発展のためには、国民の一人一人が経済について客観的判断力を持つようになることが必要である。経済

二 時代即応の「教育刷新」へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

教育は、産業社会を担う健全な市民を養成するための一つの「技術」ともいえよう。この点、JCEEを中心
に二十年来、経済教育の充実に努めている米国の方針は研究する価値があるし、フランケル会長の報告によれ
ば、経済教育は世界的に進展する気運にある。

このような観点から、委員会は現行経済教育改善のため、種々具体的活動を続けてきたが、先般米教育界と
意見を交換した結果、広く各界の協力によって経済教育を推進するための機関として、『経済教育協議会』を
設けることで意見が一致した」

これに対して、木川田代表幹事から、「経済発展の軸となる創造力の培養のため、教育は重大な問題である
し、企業内再教育が必要であるということは、国家のなすべきことで企業が社会的コストを負担していることで
あるから、産業界も、教育制度や教育内容を積極的に検討すべきである」と、賛意を表し、また山下常任幹事か
ら、「現行の教育内容を改善するには文部省の指導要領が障害となっている。产学協同して、この問題を考え
ていくことも新機関の大きな任務である」と、補足的に説明した。「協議会」設置案が承認されたのは、いうま
でもない。

なお中島委員長は、「委員会」の活動情況報告の中で、高校教員有志による高校経済教科書の研究が具体的に
進められていること、東京学芸大学大学院では社会科教育専攻課程が新設される予定であること、また文部省や
全国高校長協会なども同友会の活動に深い関心を寄せていること、教員派遣については米国フォード財團の援助
もあって今後三年間継続すること、などを明らかにした。

「経済教育協議会」（仮称）の設立準備が進む中で、こんどはアメリカの「経済教育講習会」に見合う教員再教育のためのセミナーが、昭和四十二年春に開催された。

これは、全国高等学校長協会・東京都社会科教育研究会・東京都商業教育研究会・東京私立中学高等学校振興会の教育四団体主催、経済同友会後援のもとに、「経済教育懇談会」として開かれた。東京都内の高校の社会科および商業科の経済担当教師を対象とし、四月二十日・同二十七日・五月四日の三回にわたり、同友クラブで開かれたのである。受講者は八十名に達した。

「懇談会」は毎回二部にわかれ、第一部では、第一線の経営者から、日本経済と企業経営の実態に即する講演と問題提起が行なわれ、第二部では経済学者および経済行政担当者から、経済教育の中心的テーマについて、説明と問題提起がなされる、という仕組になっていた。質疑応答の時間もとられていた。

講師と講演のテーマは次の通りである。

〔第一日〕

「経済発展と技術」井深大経済同友会幹事、「日本経済の成長と企業の役割」木村健康東京大学教授
〔第二日〕

「資本自由化と自動車産業」岩越忠恕経済同友会幹事、「日本経済の基本的な見方」山田雄三一橋大学名誉教授

〔第三日〕

「経済社会発展計画」渋守篤経済同友会幹事、「物価政策の動向」中西一郎経済企画庁国民生活局長

二 時代即応の「教育刷新」へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

「経済教育懇談会」は、九月十八、十九の両日、日本工業俱楽部で、その第二回目が開かれた。今回の対象は、東京都内のほか、神奈川・千葉・埼玉の三県の高校教員で、二日間に延べ三百名が参加した。

講演は、同友会・篠島秀雄副代表幹事の「化学工業の発展と日本経済」、小林宏治幹事の「日本の電子産業の現状と将来」、経済企画庁・高橋毅夫調査官の「経済白書から見た戦後日本経済」、日本銀行・田添大三郎調査役の「日本の金融政策」で、あと質疑応答が活発に行なわれた。

なお同友会は、春の「懇談会」の参加者の中から、「派米教員選考委員会」から推薦された二名を、米国アーカンソー大学で開かれた「経済教育講習会」に派遣し、統いて九月の「懇談会」参加者中からも八名を選び、米国の「経済教育」の実情視察に派遣した。

先に同友会幹事会で承認を得た「経済教育協議会」(仮称)は、昭和四十三年一月二十四日、「経済教育研究協会」という名称の財團法人として誕生した。藤井丙午・中島正樹・今野源八郎・成田喜英の四氏が設立世話人となり、文字通り産・学協同の努力を重ねて実現に至つたものである。

「協会」の事業は、次のように定められた。

一、経済担当教員のためのセミナーを開催する。

一、諸外国の経済教育の実情視察のため、経済担当教員を海外に派遣する。

一、経済教育に関する国際会議に代表者を派遣する。

一、高校生の理解力と経験に適した経済教育に関する教科書を研究し、また、教師用・生徒用の学習指導書と

補助教材を作成する。

一、経済教育の向上に役立つ資料および情報を収集し、これを機関誌として編集・発行する。

設立当初の役員は、会長・藤井丙午、理事長・今野源八郎、専務理事・成田喜英の各氏で、とくに、長谷川重三郎同友会幹事を委員長とする「産学交流委員会」が設けられたのは、印象的であった。

同友会と教育界との協力になる「経済教育」改善のための体制づくりは、ここに見事に実を結んだわけである。

(三) 「語学教育」振興にも新機関

「語学教育」の振興については、すでに触れたように、昭和四十一年九月に開かれた同友会の「教育問題委員会」の席上、同友会側とゲストに招かれた教育界側との双方による発議で、「英語の話せる教師」の必要という観点から論議されたのが始まりであった。

その時、高校長側から次のような実情と対策の方向が述べられた。

「全国の中学・高校の英語教員五万人のうちで、英語で意思を伝達できるものは数パーセントにすぎないといわれるが、これが現行英語教育の最大の問題である。英語を話せる教師は、正規の教育機関でない『各種学校』としての英会話学校に通った者か、外国人の友人がいる者などで、全体的には例外ともいえる。というのも、中学・高校・大学の十年間を通じて、話す能力を養うような教育が行なわれていないからである。

こうした状態を生んだ原因は、いろいろあげられる。一教室あたりの生徒数が多いこと、英語を母国語とする教師がないこと、新しい言語理論や教授法は熱心に追求されても、それが実際の授業には定着しないこと

二 時代即応の「教育刷新」へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

——だから高校では難構文を説明できる教師が実力ありとされ、大学では難解な理論を注釈する教授が優秀であるとされる。こうした通念を打破することが必要であるが、そのためには、外国語教育は語学ではない、といふことを徹底させることである。

今日の事態を改善するには、会話を外国語教育の中心におく必要があるが、それには教員の質を向上させることが、前提となる。具体的には、中学・高校の英語教員の『聞き・話し・書く』能力を高めるためのセミナーを多数に開催することである。

そのセミナーは合宿制で、その期間は英語だけを使うという形にするのが効果的である。このようなセミナーに参加すれば、教師は自分の発音や表現力に自信を持つようになるし、外国語教育における模倣と反覆的重要性を、教師自身が体得するようになる」

木川田一隆代表幹事はじめ同友会幹部は、かねて「国際社会における日本人の意思疎通能力の不足は、国民的重要課題として解決すべきである」という高い認識を持っていたから、前記のような意見の盛りあがりには、敏感に反応した。代表幹事自らが先頭に立って、「語学教育」の刷新・振興のため、行動を起こしたのである。

まず昭和四十一年十二月、木川田代表幹事ら同友会の有志は、文部省および学界に呼びかけて、「英語教育改革懇談会」を組織し、学校等における「英語教育」の充実・発展を図るため、学界・教育界・産業界が協力して助成できる方策を、検討することとなつた。メンバーは次の通りであった。

天城烈文部省大学学術局長　　井深大同友会副代表幹事　　岩佐凱質同友会幹事

茅誠司 東京大学名誉教授

木川田 一隆 同友会代表幹事

クラインヤンズ国際基督教大学教授

中島正樹 同友会教育問題委員長

永井道雄 東京工業大学教授

手塚富雄 立教大学教授

藤井内午 同友会副代表幹事

山下静一 同友会常任幹事

ついで昭和四十二年二月、永井道雄東工大教授（後に文相に就任）を委員長とする専門委員七名が委嘱され、具体策の研究にとりかかった。

同友会は、同年二月十七日と八月十八日の幹事会で、「懇談会」の支持を、二回にわたり確認した。

「懇談会」および「専門委員会」で検討の結果、事業の対象を「英語」に限定せず、将来においては、「英語以外の国際的な外国語」および外国人に対する「外国語としての日本語の教育」にも拡大することにした。

そして、新機関である「語学教育刷新会議」を結成することとなり、十二月二十二日、設立準備打合会を開いた。この段階では、既存の英語教育機関であるE.L.E.C（財団法人・英語教育協議会）との事業上の提携にそなえて、その役員をメンバーに包容した。

明けて昭和四十三年二月二十三日、設立発起人会を開き、設立に関する諸事項を議決した。経済同友会は三月十三日の幹事会で、法人設立を支持・後援することを確認した。

「刷新会議」は、文部省に対する財團法人認可申請の過程で、名称を「語学教育振興会」と改めた。六月十三日、文部省から正式に「財團法人」の認可があり、法人格を取得した。

設立当初の役員は次の通りであった。

二 時代即応の「教育刷新」へ

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

〔理事長〕茅 誠司 〔専務理事〕坪井 忠二 〔理事〕安西 正夫・岩佐 謙實・

岩村 忍・植村甲午郎・小川 芳男・木川田一隆・河野 文彦・駒井健一郎・手塚 富雄

中島 文雄・中山 素平・藤井 丙午・前田 義徳・松本 重治

〔監事〕田中久兵衛

「財團法人・語学教育振興会」は、次の目的を持つている。

「現代世界におけるコミュニケーション手段としての外国語の重要性にかんがみ、国際間の理解と協力の増進に資するため、わが国における語学教育の開発と発展をはかり、有為な国際人を養成する」また、目的達成のため、次の事業を行なうことになっている。

▽語学教育の基本的問題の調査研究

▽語学教育に関する特別集中訓練の実施

▽学校教育における語学教育の研究に対する援助

▽語学教育に関し教員および学生の海外派遣

▽語学教育関係諸機関との連絡協力

▽語学村の建設と維持運営

▽語学教育に関する啓蒙活動

「振興会」は、第二年度である昭和四十四年度には、その事業の中心をなす「特別集中訓練」の対象を、初年

度の「大学生」のほか、広く「産業人・エコノミスト・エンジニア・科学者などを含む社会人」に拡大した。「産学協同」の花は、ここにも開いたのである。

三 「高等教育制度」に画期的提言

経済同友会は、昭和四十三年度の「事業計画」に、「教育制度の調査とともに大学問題の研究」を掲げた。調査・研究を担当したのは、いうまでもなく「教育問題委員会」で、委員長は中島正樹幹事であった。

「委員会」は、新年度早々から、学者・教育者・文部官僚を対象にヒアリングを行なうなど、研究活動にとりかかり、約六カ月後の十一月十五日には、中間報告として『大学の基本問題』を、また中島委員長所見として「大学問題の背景と基盤」（未定稿）を、合わせて発表するに至った。「委員会」は、それらを基礎に問題点を整理し、かさねて教育問題研究家などの意見をとり入れて検討のうえ、翌四十四年七月十八日、『高次福祉社会のための高等教育制度』を同友会提言として発表した。約一年二ヵ月にわたる努力の成果である。

経済団体である同友会が、このように、教育制度の問題に対して基本的に取り組んだのには、表面的には次の動機が考えられる。

一、「大学紛争」に見られたような「教育不在」の風潮を目の前にして、「経営者」の社会的責任の「経済社会」の展開を志向していた同友会が、「大学制度」の抜本的改革の要を痛感したこと。

一、「国際化」時代を迎えた「工業国・日本」の科学技術水準を高め、「企業」の要求する優れた技術者を大

三 「高等教育制度」に画期的提言

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

量に育成するよう、科学技術教育の量的・質的充実を望む気持が、「高等教育制度」の再検討を志向させたこと。現に昭和四十三年七月にまとめられた『わが国技術開発への提案』でも、技術開発のための「産学協同」が提唱された。

しかし、一步掘り下げて考えれば、同友会は、そのような現象的・即物的な動機からのみ、「高等教育制度」の改革に関心を持ったのではなかった。より深く、一種“文明史的”な動機が、根底に横たわっていたのである。それは、昭和四十年代における経済同友会の諸提言・諸見解で謳われた教育問題に対する姿勢を振り返ってみればわかる。そこには、同友会の「経営者」の持つ「教育理念」と、その時代的発展の姿が見られるのである。

（）経済同友会の「教育理念」

まず同友会の「経営者」は、「若い世代」における「価値観の変貌」に着目した。そして、これを正面から受け止め、「経営は若い世代からの厳しい挑戦を受けている」と、実感した。さらに「経営者」は、このような「新しい時代の価値観」を前提として肯定したうえで、それを「進化させ、洗練させる」という方向に意義を見出したのであった。この姿勢は、昭和四十年一月十九日に発表された『新しい経営理念』の中で、「価値観の変貌」として謳われたところである。

次に、昭和四十二年の年頭見解『新しい経済社会発展への道』における「教育の刷新」で示された主張がある。そこでは「国民資質の向上」と「人的能力の開発」の必要が強調され、わが国の教育が戦後二十余年を経て、そ

の「指導理念」においても「制度・内容」においても、時代の要請に適応できなくなっていることが指摘されている。さらに、「創造力と適応力をそなえた活力ある人材の育成」が、呼ばれているのである。「見解」の文言を通じて印象づけられることは、「経済発展」に必要な「科学技術教育」のいわば外面向的な強化を望むという立場ではなくして、きわめて「人間尊重」的な角度から、「経済社会の発展」に必要な「教育一般」の内面的充実を念願している、といった感じが強いことであった。

さらに、四十二年十一月六日に発表された提言『産業福祉社会を目指して』に表明された意欲的・前進的な姿勢がある。ここでは「新しい時代」の目標として、「各人の創意と能力とが生かされる自由にして創造的な『産業福祉社会』の形成」が掲げられ、その「国民的目標」の達成のために「全国民のエネルギーを結集」することの必要が強調された。また、「新しい挑戦」の一つである「技術革新」の「質的変化」に触れ、「技術の時代といわれる現代こそは、同時に人間の時代である」と極めつけたのち、「経営者」は「技術に思想と方向性を与えることによって、技術そのものの持つ潜在的可能性を、国民福祉の向上と文化の進展にフルに活用する」ことを、大きな責任として自覚しなければならない、としている。

昭和四十年代に入ってからの同友会の「教育」に対する、このような基本的姿勢の流れは、「新しい国民的エネルギー」の給源であり、また「新しい価値観」の温床ともいべき「高等教育」に対する同友会の考え方を、方向づけるものである。

また別の見方に立って、経済同友会は早くから「産学協同」の必要性を唱えてきた。しかし、すでに見た「経済教育」「英語教育」の刷新・振興に関する新機関の創設を果たしたあの段階において、また「経済社会」一

三 「高等教育制度」に画期的提言

般の急激な「変化」の進む局面と相まって、同友会の抱く「产学協同」のイメージも、著しく進化したものになつてゐたと見ることが出来る。それは端的に、「経済成長」に必要な「人的能力」の量的充足の要請から、「産業福祉社会」の建設を支えるに足る「創造的な人材の育成」という、質的充実の志向へと発展・脱皮したのである。つまり、「経営者」の社会的責任感覚が、「経済的側面」の重視から「経済社会的全般」の展望へと拡まつたことが、「产学協同」意識の進展となつて反映したのにほかならない。

同友会の「教育理念」のこのような進展は、その到達点ともいべき「高等教育制度」に対する「提言」が、とくに「高次福祉社会のための……」と銘打たれ、また「新しい社会における道徳的価値の確立」という立場をも踏まえたものであったということのうちに、明らかに看取できるのである。

(1) 「大学の基本問題」への認識

——中間報告と委員長所見——

昭和四十三年十一月十五日に発表された中間報告『大学の基本問題』は、それまでのヒアリングの内容と討議の要約であったとはいゝ、それはそれなりに「委員会」のこの問題に対する認識と構え方を、うかがわせるに十分であつた。

「報告」は、問題意識を、このように設定している。

「今日の大学問題の根本は、戦後の大学制度が、種類・性格・機能の異なる戦前の高等教育機関が大学の名のもとに統合されたまま、膨脹を続けてきた点にあり、大学が大学らしい社会的機能を真に發揮するためには

は、現代社会に即した大学の使命・制度が改めて問い直されなければならないと考える」

「報告」は、「大学の変貌」「量的拡大の評価」および「新しい大学の課題——検討すべき問題点」の三つの部分に分けて、考察を進めている。

まず「報告」は、「今日の大学問題を考える場合の前提」として、「大学の変貌」を、次の諸点において捉えた。

▽大規模化 Ⅰ 大学の数は戦前の四五校に対し現在では八二一校（うち四年制三六九校）になっている。学生数は百四十万人で、同年齢層の約二〇%を占める。学生数が一万人を超える大学は一七校で、戦前には皆無であった。一大学の学部数は、戦前は最高七学部で、大多数は四学部以下であったが、現在は七学部以上の大学が二二校、一〇学部以上が一二校もある。

▽大衆化 Ⅱ 今日の大学生の約三分の一は、高校時代の成績が五段階評価のC・D・Eクラスで、高校時代に平均的成績であれば、大学進学は可能である。学生の七〇%は都市中間層勤労者の子弟である。意識の面でも、受験勉強に追われて、自分で考える能力が養われておらず、さらに、社会の都市化現象、大学の大規模化という要因もあって、「マス」としての存在となっている。

▽多様化 Ⅲ 研究の新分野の開発により、学部の種類は戦前の一二から現在は六〇に増加している。学部内の学科の種類も、専門化と境界領域の開拓の結果、増加する一方である。大学の教育組織が複雑化している。戦前の大大学が研究と専門教育の場であったのに対して、現在はタテ割りの専門学部にヨコ割りの教養課程が組み合わさっている。多様なサークル活動に見られるように、学生の関心も多様化している。しかも、求心

三 「高等教育制度」に画期的提言

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

的関心よりも他大学との連携に関心を注いでいる。研究の専門化によって、教授たちも、学内のヨコのつながりよりは、「学外」に関心を強く示すようになっている。

「報告」は、大学の膨脹をもたらした要因として、(1)六・三制による大学の門戸開放、(2)学歴偏重の社会制度、(3)経済発展による国民生活の向上、(4)技術革新による科学者・技術者需要の増大——の諸点をあげた。

「報告」は、次に、大学の「量的拡大の評価」について、これを前向きに肯定して、このように述べている。

「戦後の膨脹が急速だっただけに問題が多いが、高等教育の拡充は世界的な趨勢であるし、明治時代の義務教育の急速な普及が日本の近代化の基盤となつたことを考えると、大学の数が多いから悪いとは即断できない。

むしろ、現在の数字が二十一世紀日本の発展の例証となり得るよう、大学を質的に改善することが必要であり、その意味では、今こそ新しい大学の姿が真剣に究明されるべき時である」

最後に「報告」は、「今日の大学問題の混乱は、古い大学のイメージを、上述の如く変容した現在の大学に当てはめて考える点にある」との前提に立って、「量的拡大」と「質的変容」の事実を踏まえた「大学の未来像」を考えつつ、「新しい大学の課題」を次の諸点に見出したのである。

〔われわれは大学に何を期待するか〕

大学は研究と教育の二面の役割を持つといわれるが、実情に即して考えると、教育機関としての大学の教育的機能を見直すべきであろう。このような視点から大学を考えた場合、学卒者の七〇%を採用している産業界は、大学に何を期待すべきであろうか。

〔各大学の教育計画について〕

一般教養課程の内容には問題が多く、再検討されるべきである。

学問の細分化傾向と社会生活の複雑化に直面して、暗い人生を予感している現代の学生にとって、確固たる信念を持った教師との人格的触れ合いと、総合的観点の保持が必要である。広い教養を基盤に、スペシャリス ^トとしての創意を発揮できる人材を育成できるよう、各大学は、一般教養課程と専門課程を一体とした独自の教育計画の作成を図るべきである。

〔研究体制について〕

境界領域の発展と巨大科学の発達によって、研究は総じて大規模化しているので、研究者・資金・施設の面で、これに応じた研究体制（学部共同の研究センター、大学間共同利用の研究所など）が、ますます必要となつてきている。したがって、現行の講座制も再検討を迫られている。

〔社会奉仕について〕

米国の大半は、教育・研究・社会奉仕の三本柱を特色とし、誇りとしている。社会の進展と絶縁した大学の成長は考えられないし、大学はもつと社会の要請に応えうる体制をとるべきである。したがって、大学・産業界・政府の三者間における人とアイデアと資金の流れのルールを確立する必要がある。それをどのように具体化するか。

〔大学制度の再編成について〕

それぞれの大学は、特殊性と個性を持つた方向に進むべきである。即ち、大学院大学・総合大学・技術者養成大学・一般教養大学等に、大学制度を再編成する必要がある。また、文科系と理科系の収容能力はきわめて

アンバランスであり、是正すべき時期にきている。政府は、長期需要予測に基づいた高等教育計画の作成に着手すべきである。

「報告」は、この項の最後に、「人格本位の採用方針の確立について」の題下に、産業界自身の反省を求めて、こう記した。

「教育に対する国民の欲求は、学歴偏重と学閥意識に支えられた社会構造に根ざしており、それが因となり果となつて、今日の大学が本来の教育のための場から、就職のための手段となつていることを、見落とすこととはできない。このような現状を打破することは国民的課題であるが、それを実現する主たる担い手は、産業界・官公庁など採用者側であることを反省しなければならない。即ち、われわれは人材本位の採用方針を確立して、学歴偏重・年功序列の制度慣行のは正に努めるべきである」

「中間報告」と同時に発表された「委員長所見」は、「大学紛争」を生じさせた社会的基盤ないし環境を、次のように見た。

「新しい教育機構が目まぐるしく展開する中で、日本人の中堅層の教育関心は著しく低下して、教育を単に就職手段とのみ考えるような唯物的傾向が広まった。」

「教育は本来、文化遺産の継承伝達と進歩への原動力という二重の役割を持つが、戦後の教育は後者に傾斜しそぎ、既成の権威の否定即正義なり、という思想傾向が氾濫した。」

「封建的家族制度の否定が、家庭内の結合にひびを生じさせ、人間道徳の基準を激しく動搖させた。」

一、自由と権利は本来、他人の自由を認める寛容と、権利を主張しうる責任の遂行が不可分であると理解されねばならぬにも拘らず、現実には、それがかけ難れてしまい、人間形成の基盤の脆弱性を招いた。

そして、「所見」は次のように、世の精神的荒廃に警告した。

「いわば現代社会では、循環系統や消化系統が重視され、骨格ともいるべきモラル・バックボーンが軽視されてきたことに、深い反省を必要としている。日本はもはや戦後ではない、といわれたが、それは単に経済面の戦後が過ぎたのであって、精神文化面の荒廃は、いまだに続いている。この面では、日本はまだ戦後である」

「中間報告」と「委員長所見」を了承した幹事会は、今後の成案作成に当たっては、この問題に対して産業界はどういう角度から発言すべきかについて、一層慎重に検討すべきことを、「委員会」に要望した。

(二) 「高次福祉社会」を目標として

——「学園紛争」と「経営者」——

経済同友会が「大学問題」に取り組んでいる間も、「学園紛争」はますます激しく燃えさかつた。東京大学では四十三年六月以来、安田講堂が学生に占拠されていたが、翌四十四年一月に至つて、機動隊の出動により、ようやく封鎖が解除され、紛争は收拾の方向に動いた。しかし、「東大紛争」の他大学への波及効果は大きかつた。五月二十四日、政府が「大学運営臨時措置法案」を衆議院に提出したことは、かえって紛争をかき立てる結果を招いた。夏ごろには、全国百十校がいわゆる「紛争校」となった。「臨時措置法」は強行採決の連続で衆・

三 「高等教育制度」に画期的提言

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

参両院をまかり通り、八月三日、強引に成立に持ち込まれた。

このような情勢下に、「大学改革」についての論議は高まり、各方面から改革試案が出された。これには同友会の前記「中間報告」発表が、その動機づけに大きく働いたことは否めない。昭和四十三年十二月には「日本教職員組合」が、四十四年一月には「日経連」が、四月には「中教審」と「私大連盟」が、また四月と十月には「日本学術会議」が、さらに大学自体からも、四十四年三月に上智大学が、十月に東京大学が、いずれも何らかの形で「大学問題」に関する見解と改革案を提示したのである。その内容は、大学の役割、大学自治の理念といった基本問題をはじめ、管理機構・教授会・学生の地位・学生参加・学生団体・学内の政治活動・学内規律と処分問題など、きわめて多岐に及んでいた。

同友会の「教育問題委員会」は昭和四十四年六月二十日の幹事会に、「高能率福祉社会のための高等教育制度」を「素案」として報告した。

この案は、「大学問題を広く社会全般・教育全体の関係で考え、長期的展望から大学制度の改革を主張した」点に特色があった。中島委員長は、案の基本的な狙いについて、このように説明した。

「素案の基本的な考え方は、現在の青年層には反体制論が“新しい見方”として人気があるが、われわれ経営者は、自己の業績に自信を持つと同時に、国民的合意の目標確立に努め、青年層に積極的に働きかけるべきだということである。

したがって、素案はまず、経営者は青年に理想を与える、青年の情熱を發展へのエネルギーに転化させる役割

を担うものであること、その理想は、民間企業の創意と活力を源泉とした人間本位の高能率福祉社会の形成にあること、新しい社会の道徳確立のため、あらゆる世代が協力すべきであることを主張した」

この報告をめぐって、幹事会では次のような意見が出た。

○産業界としても、教育の場を労働力の供給源と考える見方が強かつたなど、反省すべき点のあることを指摘したい。学卒者の「青田買い」の如きも、ぜひ廃止すべきである。

○今日の学卒者には、とくに国と民族を繁栄に導くような教養を期待したい。

○大学が巨大になった結果、教育目的が不分明になっている一方、大学内部の官僚化、管理運営の不手際という問題も生じている。

「委員会」は幹事会における発言の趣旨をも参考に、さらに学者・専門家の意見を聞いて検討を加えたのち、成案にこぎつけ、七月十八日の幹事会に、今度は『高次福祉社会のための高等教育制度』という名の「提言」案として議題に供し、全員一致の了承をもって同日発表した。「高能率福祉社会」を「高次福祉社会」と改めたことについて、中島委員長は、「単に経済的・機械的な福祉社会というニュアンスを避けて、ダイナミックな、人間を中心とした社会という意味を強調したかった」と説明した。

「提言」は異例の長文になるもので、次の諸項目にわたっている。

- (1) 今日の大学紛争と企業経営者の立場
- (2) 国民的目標としての「高次福祉社会」

三 「高等教育制度」に画期的提言

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

(3) 新しい社会における道徳的価値の確立
(4) われわれは大学に何を期待するか

(5) 大学の自治について

(6) 学生の参加について

(7) 産学協同について

(8) 大学制度改善の提案

(9) 教育制度再編の提案

(10) 国家教育計画会議の提唱

まず「大学紛争と経営者の立場」である。

「提言」は、「現在の大学紛争は教育問題であると同時に、きわめて政治的な問題である」との観点から、まず「大学」当局に物申した。

「大学紛争の第一義的責任は大学にある。なぜなら、大学の変貌の過程で、大学の理念・目的・機能という根本的な面における変革に迫られながら、終身制と年功序列制による非民主体质、大学の自治と教授会万能意識による閉鎖性と独善性、意思決定機関の欠陥による管理運営能力と責任体制の弱さ、研究の高度化と細分化によるセクショナリズムと教育の空洞化など、体質的欠陥を持ち続け、学生の不満に直面して改革のビジョンもなく、場当たり的対策をとつて、紛争を拡大に任せてきたからである」

しかし、社会そのものの在り方にも、問題がある。こういう。

「学生の不満は、すべてが大学当局あるいは大学内の諸制度に向けられているのではなく、社会に対する不満も含んでいる。スクエーデント・パワーの動きが世界各国に見られ、しかも今日、われわれの体験している学生の抗議が、かつてなかつたほど広範であり、その激烈さも過去に例を見ないものがあるが、この原因を単に学生層の量的拡大や、世界的なマスコミの発達のみに帰すべきでなく、この動きを、現代社会の問題に根ざす現象として理解する必要がある」

「経営者」の責任も、「提言」は看過していない。こうである。

「産業社会の枢要なオルガナイザーとしての経営者の役割を果たすためには、われわれは学生のみでなく、青年一般の期待と不満を絶えず正しく読みとり、その不満を解消し、期待に応えるべく努力する必要がある。……こうした役割を積極的に分担することが、経営者の社会的責任のみならず、青年に先立つ世代に属するものとしての責任を全うする道であると考えたい」

社会を良くするのは「経営者」の責任である、という自覚が強調されたのである。

それでは、「経営者」はどういう社会を建設することを目標とすべきであるか。「提言」は、ここで「高次福祉社会」を持ち出す。何をもって「高次」とするか。「提言」は、こう答える。

「従来いわれてきた発展性に乏しい單なる福祉社会ではなく、高能率によって招來される豊かな産業社会を基盤とする福祉社会である。一言にしていえば、官僚統制に陥ることのない開放的、自由な選択の機会の大き

三 「高等教育制度」に画期的提言

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

い社会であり、停滞に甘んずることなく、高次な精神文化の発展を目指し、高い効率と文化価値の調和した人間本位の生活基盤を深めることのできる社会である」

この「高次福祉社会」の概念は、先に昭和四十二年十一月に発表された『産業福祉社会を目指して』で打ち出された理念と同じ基調に立つものである。それは多分に精神面が強調され、人間尊重が標榜された理念であった。果たして、ここでも、「高次福祉社会」の建設には「その骨格となる道徳的価値の確立」と、それに対する「国民的合意」の必要が唱えられているのである。それでは、新しい社会の道徳の基準は何に求めるか。「提言」はこういう。

「独善や利己主義に陥りやすい未成熟な個人主義は、高次福祉社会の倫理観の柱となり得ないのであって、この新しい社会に生命を吹き込むのは、その成員の道徳的覚醒、とくに人間相互の信頼に基づいた家族・地域社会・民族・人類に対する奉仕の念を描いてないであろう。また、いかなる社会も、こうした道徳的骨格を欠いては成り立たないであろう。……自己の信ずる理念・理想が、帰属社会に実現することによる人間的・主体的な歓びを、社会倫理の基調とすることである」

このような立場と考え方を前提として、「提言」は、「われわれは大学に何を期待するか」との問い合わせを、大学に投げかけた。

「現代の大学が問われているのは、かつて産業社会の発展に果たしてきたような先導的役割を、大学が回復できるか否か、ということである。われわれが大学に期待するのは、大学が、この変革の過程にある現代社会と現代文明の進むべき方向を、総合的に把握し、変革期社会の矛盾と病理を解明しつつ、高次福祉社会実現のた

めの、全人的な人間形成を可能とするような大学に、脱皮することである」

「提言」は、「大学問題」の具体的な焦点となっている問題に対し、「経営者」の立場からの独自の見解を、積極的に表明した。

まず「大学自治」について、正しい意味におけるそれを認めつつも、日本における特殊性に対しては、きびしく批判した。

「わが国の大学自治の特殊性とは、大学の自治がわが国においては、戦前・戦中における紆余曲折を経て獲得された貴重なものであるにしる、それが戦前の一般国民には許されなかつた自由と身分保障という特権だったということであり、その特権意識が戦後の現在にも根強いということであり、また、戦前とは著しく性格の異なつた戦後の民主社会においても、それが、国家に対する不信と抗争によって強化されるという不当な態度であり、さらに、終身雇用制と講座制に根ざした同族意識に支えられた教授会自治による、利益擁護の色彩が強いことである」

「提言」は「大学自治」の性格について、このような見解を示した。

「これからの大學生自治は、特権意識と対立抗争意識を軸とする閉鎖的なものではなく、社会の理解と協力を基調とした姿に脱皮することによって強められると、われわれは信ずる。大学の自治に関する学外の見解そのものが、大学の自治に対する侵害であるというような、閉鎖的・独善的姿勢を捨てることが肝要であろう。国民の合意なき大学の自治は、これからは成り立たないからである」

三 「高等教育制度」に画期的提言

「提言」はまた、「大学自治」の内部崩壊の実情を、このように指摘した。

「一つには、自治の担い手たる教官側の改革意欲の欠如によって、変貌した大学の中で自治が機能できないでいる、という面がある。また他方、教育を政治手段として掌握しようとする特定の組織・団体等の大学に対する介入が、大学の自治を隠れみのとして、あたかも大学内部の動きであるかのような偽装をとっているという面がある」

「学生参加」については、「提言」は、原則的にはこれを認めたうえで、次のように戒めている。

「学生が参加の成果に奢り、さらに権威に反抗することに生きがいを見出す如き姿勢で、大学と対決を続けるならば、学生参加という新生児は、紛争の狂熱の中で死に絶えるか、あるいは学外の第三者の手で育てられることになりかねない」

「提言」は、同友会年来の主張である「产学協同」について、ここで改めて、その意義を強調した。

「われわれが敢えて产学協同を主張しなければならないのは、大学側の諸制度が現実の動きに対応していないからである。応用研究によって基礎研究の新たな分野が開けるとか、現実のプロセスに耐えうる理論研究が促されるということになれば、所謂アカデミック・フリーダムも枯渇することになりかねない。产学協同の一半を捉え、その欠陥を指摘して全面的に否定するのではなく、広い意味での実態を実証的に把握して、現状の欠点を是正しうる制度なり、ルールなりを打ち出す姿勢を望みたい」

四 「経営者」的診断に基づく処方箋

—「大学制度」に異色の改革案—

同友会の高等教育制度に対する「提言」は、「大学制度」に対する長期的視野に立つ抜本的な改革方策として、政府に対し次のような具体案を提示した。印象的なのは、これらの諸方策が「経営者」らしい合理性と機能性の追求によって一貫されていることである。

一、大学はすべて法人とし、理事会制度を導入して、責任体制を確立する。

一、将来は、大学の国・公・私立の区別を廃止して、大学に対する民間・公共の資金の導入を平準化する。

一、経理秘密を排するとともに、公認会計士の監査・証明を義務づける。

一、教授人事の終身雇用制を廃止して、契約制とする。

一、待遇と研究条件を大幅に改善する。

一、入試制度と進級制度を抜本的に再検討し、改善する。

一、前記の事項を実現するため、予算・税制の改革を進め、また奨学金制度を拡充する。

一、大学の管理運営についての専門家の養成に、本格的に取り組む。

「提言」は次に、「大学を真に大学らしいものにするためには、それに先行する初等・中等教育制度の改善も必要である」との考え方から、「教育再編の提案」を行なった。現行の「六・三・三・四制教育」を、「五・四・アルファ制」に改編せよ、というのである。提案された新制度の骨格は、次の通りである。

三 「高等教育制度」に画期的提言

「、就学年齢を一年引下げる。

「、児童・生徒の学習進捗度に応じた進級・進学を認める。

「、五・四・四の後半の四年間、即ち現行の高校段階を「前期高等教育」とし、思い切って多様化する。

「、「前期高等教育」の後半の二年間に、現行の大学の一般教養課程を移行する。

「、このあとに、「後期高等教育」機関として、現行の大学の専門課程に相当するものとして、教育面を重視した「学部大学」を置き、その修業年限をアルファ年とする。また「大学院大学」を別個に、地域的配慮のもとに設置する。

最後に「提言」は、「教育」の重要性に鑑み、これを単なる「文教政策」の立場からではなく、「国の基本政策」の一翼として考えるべきだし、そのための施策として、首相直属の機関である「国家教育計画会議」の設置を提倡した。

「提言」は、その必要性を次の諸点に見出した。

「、大都市周辺とくに東京周辺における大学の過度集中を回避して、真に恵まれた環境に学園都市を建設したり、地域社会の発展に大学が貢献できるような形で、大学の地域的配分を考える場合、総合的な国土開発計画と切り離して策定することは出来ない。

「、戦後急増した大学を整理統合して、大学の質的向上を図ったり、理科系・文科系のアンバランスを是正して、技術革新時代にふさわしい大学構成を考える場合には、社会構造や産業構造の変化や、労働力の需給予

測を無視しては解決できない。

一、技術社会の生み出す新しい知識は、社会人の絶えざる自己研修と組織的な再教育を必要としており、また余暇の増大に伴って一般国民の生涯教育に対する需要が高まるなど、これから社会における教育は、従来の学校教育の枠組を大きく超えようとしている。

一、高次福祉社会の建設には、わが国の教育のための積極的な理想と目標が必要である。生きがいのある平和国家を前提に、日本民族が文化・社会・政治・経済の全面にわたって、理想的な世界の進歩と繁栄にいかに寄与できるかという、基本的な教育理念の追求を、広い国家的な視野から考えていかなければならない。

このような認識に立って、「提言」は「国家教育計画会議」の目的を、次のように設定した。

一、各界有識者の英知を結集して、高次産業福祉社会において達成すべき諸目標の一環として、幼児教育から学校教育、さらには生涯教育の進むべき基本方向を明確にする。

一、教育政策を国家の基本的政策として位置づけ、各省担当の長期予測や政策方向と密接に関連した長期教育計画を策定し、前記の基本的方向に進む具体的な経路を示す。

一、今後の社会においては、社会全体の教育費は、社会の存続と発展のためのコストと考えられるべきであるから、教育政策を支える財政的裏づけを示す必要がある。このために、いくつかの長期経済予測とにらみ合わせて、どれだけの資源を教育に振り向けるかを明示する。

三 「高等教育制度」に画期的提言

四 在外子女教育への寄与

海外に在住する日本人子女の教育を充実・振興するため、昭和四十五年十二月十五日、「財団法人・海外子女教育振興財団」が設立された。その実現のための膳立を整えたのは経済同友会であった。

昭和三十九年七月二日、「教育問題委員会」（委員長・東海林武雄幹事）は、海外子女教育の問題に関心の深い渡辺武幹事を招いて、朝食会を開き、具体策を懇談した。この席には、派米教員選考委員である都内の高校長が参加して意見を述べ、とくに全国高校長会の石田壮吉会長は、「校長会」においても協力的に、この問題を検討する旨を約した。

席上、渡辺幹事から述べられた海外子女教育の実情と、その充実・振興の必要性は、次の通りであった。

「開放経済への移行に伴い、海外勤務者がますます増加しつつあるにも拘らず、わが国では、欧米諸国と異なり、これら海外勤務者の子女の教育について、ほとんど見るべき対策がない。これを放置しておけば、それら子女の能力を埋もらせるばかりでなく、海外勤務に対する意欲を鈍らせ、国家的にも大きな損失となる。

また、海外勤務から帰国した父兄が当面する問題は、まず、その子女の編入学である。たとえば、小・中学は義務教育だからよいものの、高校・大学へは、国内の受験本位の教育を受けていないため、編入学がきわめて困難である。この面でも急いで対策を講ずる必要がある。」

実際の必要性は理解されても、この種の地味な運動を盛りあげて成果をおさめることは容易ではなかった。結

局、六年間の啓蒙運動と準備活動ののち、ようやく前記の「財団」の設立にこぎつけることが出来たのである。

会長には同友会の水沢謙三幹事が就任したほか、顧問に木川田一隆代表幹事、櫻田武・永野重雄両幹事及び植村甲午郎経団連会長、理事に斎藤英四郎・中山素平・二宮善基・平賀潤二の各同友会幹事が就任し、「財団」に対する同友会の積極的支援の姿勢を示した。

「設立趣意書」には、次のように記されている。

「海外勤務者子女の教育対策としては、政府も従来から海外主要都市に、本邦の学校教育と同様の教育を施すための日本人学校を設立し、校舎の借り上げ、本邦からの教員派遣、教科書その他の教材の援助等の事業を行なっているが、わが国の教育法制や財政上の制約のほか、相手国政府の日本人学校に対する取扱いの相違などから、必ずしも十分な公的措置を期し難い場合が多い。

よって、ここに海外経済活動に關係する民間有志が結束し、相協力して、海外子女教育に関する政府の施策に協力・援助するとともに、すすんで有効な教育振興事業を実施し、わが国の国際経済活動進展の基盤を確立するため、海外子女教育財団を設立しようとするものである。」

「事業計画書」によれば、当面実施すべき事業として、次のように列記された。

▽日本人学校等に対する教材等の整備 ▽通信教育事業 ▽日本人学校援助事業 ▽帰国子女のための語学教室の開講 ▽帰国者・赴任者に対する教育相談 ▽日本人学校・補習授業校子女に対する教育用図書資料の配布 ▽海外子女教育事情の調査および研究資料の配布 ▽財団機関誌「海外子女教育」(仮称)の発行

「海外子女教育」振興・充実への配慮は、先に記した「経済教育」「語学教育」の刷新・振興に対する努力とと

四 「在外子女教育」への寄与

第六章 「教育改革」への実践的挑戦

もに、経済同友会の「経営者」的感覚による発想になる、キメのこまかい実践活動のよき例証である。